

子ども虐待スクリーニング

CHILD ABUSE SCREENING

アイーダ・サンダース

社会福祉学修士

認定臨床ソーシャルワーカー

Ida Sanders, MSW, LCSW

研修項目

Learning Objectives

- ▶ 子ども虐待ホットラインの利点と最善の実践 Benefits and Best Practice for
a Child Abuse Hotline
- ▶ スクリーナーの面接技術 Screener Interview Techniques
- ▶ 基本情報の集め方 Basic Information Gathering
- ▶ 子ども虐待の種別ごとに、どのようにスクリーニングするか？ How to
Screen for Different Abuse Types
- ▶ 意思決定方法 Decision Making
- ▶ 課題／次に起こるべきこと Issues/ What Needs to Happen Next?

なぜ、子ども虐待通告ホットラインが必要なのでしょう？

Why Is a Child Abuse Reporting Hotline Needed?

- ▶ 子どもたちは誰も、安全を確保され、基本的なケアを受ける権利を持っている。
All children have the right to safety and basic care
- ▶ 幼い子どもほど最も被害を受けやすいにもかかわらず、乳幼児は自分で通告することができない。
Young children are most vulnerable to abuse and cannot report themselves
- ▶ 子どもの安全を確保することができない親や、子どもの安全を確保しようとしていない親もいる。
Some parents are unable or unwilling to keep their children safe
- ▶ 子ども虐待は、十分に通告されてはいない。
Child abuse is underreported
- ▶ 子ども虐待の防止と啓発の機会となる。
Opportunities for prevention and education
- ▶ 情報を一元的に集約できる。
Centralized information
- ▶ 子ども虐待調査における公正で一貫した基準を提供できる。
Fair, consistent criteria for investigation

家族を中心にしたスクリーニングの基本原則

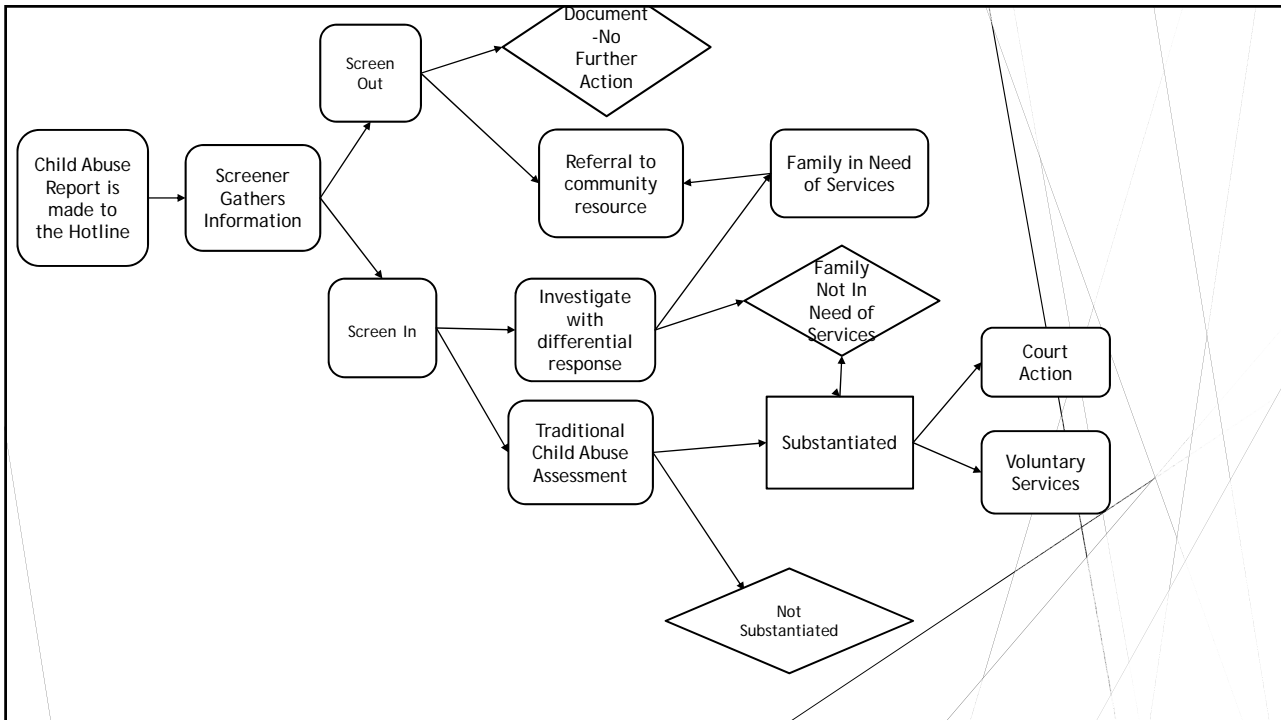
Basic Principles of Family Centered Screening

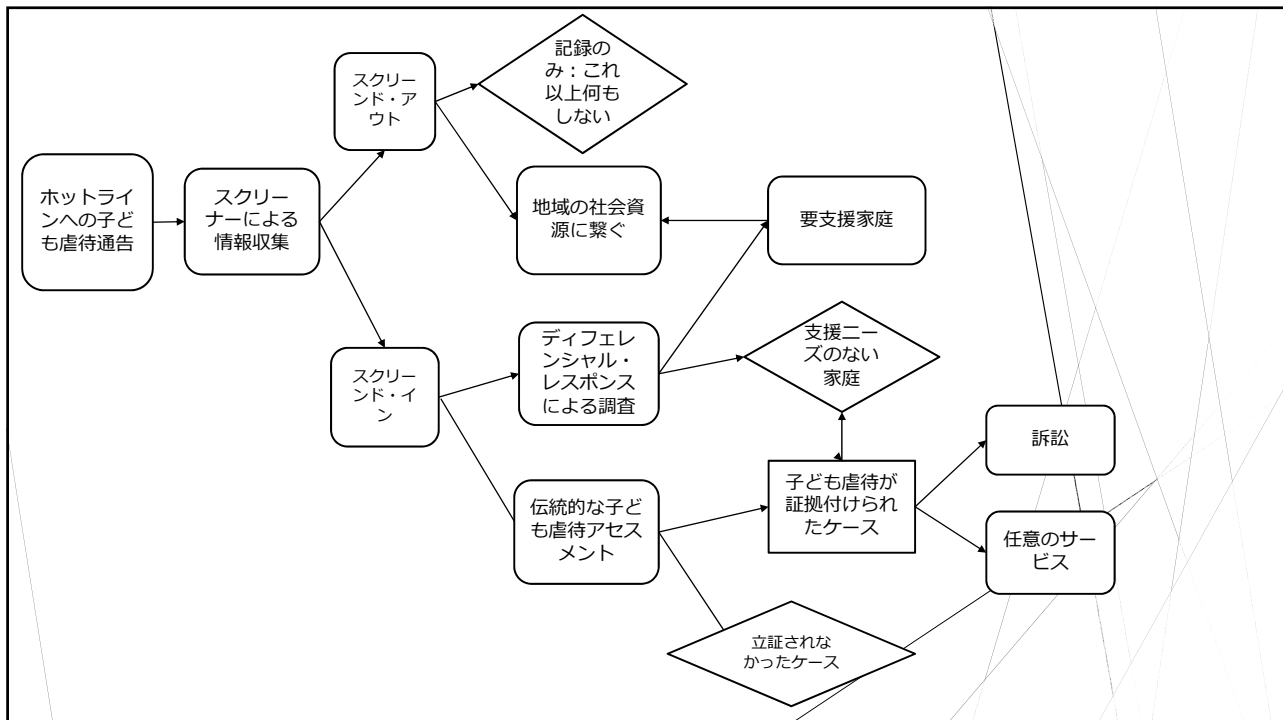
- ▶ 子どもの安全を守ることは、どんなときでも常に最も重要である。
Safety of child is always most important
- ▶ 子どもは、家族と一緒にいられる権利を持つ。
Children have a right to be with their families
- ▶ 子どもの安全を確保し、子どもを愛情深く養育することができる最も重要な担い手は、家族です。
The family is the most important resource for providing safety and nurturance to a child
- ▶ 子どもをケアしようとする努力している親には、支援が提供されなければならない。
Parents should be supported in any efforts to care for their children
- ▶ 正当な理由なくして、介入することは、家族に対して危害となり得る。
Intervention can do harm if not warranted

考慮すべき重要事項

Important Considerations

- ▶ 子ども虐待について、全国で統一された定義を持つこと
Universal definition of what abuse is
- ▶ 法律上の子ども虐待の定義に準拠していること Fidelity to the legal definitions of abuse
- ▶ 報告者の個人情報を守る Confidentiality of the reporters
- ▶ 質問項目と報告書の書式が標準化されていること Standardized questions and format for written report
- ▶ 記録を保存する体制が整っていること System to keep records
- ▶ 意思決定の基準が一貫していること Consistent decision making
- ▶ 『フィードバック・ループ』が機能していること Feedback loop
- ▶ 記録の保存期間をいつまでにするか決めておくこと Limitations to record retention





子ども家庭福祉ワーカーの役割

Child Welfare Worker Roles

▶ **スクリーナー** SCREENER:

- ▶ 子ども虐待・ネグレクトの通告をスクリーニングする。 Screens reports of child abuse and neglect
- ▶ 子ども虐待・ネグレクトの嫌疑があるかどうかを判断する。 Determines if there is an allegation of child abuse or neglect
- ▶ 通告を記録する。 Documents reports
- ▶ 警察、その他のコミュニティー・パートナーに繋ぐ。 Refers to law enforcement and other community partners
- ▶ 子ども虐待調査に繋ぐ。 Refers for investigation

▶ **子ども保護局/子どもの養育状態調査官** PROTECTIVE SERVICES/ DEPENDENCY INVESTIGATOR:

- ▶ 子ども虐待・ネグレクトを調査する。 Investigates allegations of abuse and neglect
- ▶ 家庭訪問や聴き取り調査をする。 Conducts home visits and interviews
- ▶ 調査報告書を書く。 Writes investigative report
- ▶ 子どもが安全課否かを判断する。 Determines if child is safe or not
- ▶ 必要に応じて出廷する。 Attends Court as needed
- ▶ ケース・プランを立てる。 May develop case plan

子ども家庭福祉ワーカーの役割

ー継続支援

Child Welfare Worker Roles-Ongoing

在宅支援 In Home

- ▶ 家族に必要な支援を提供する。
Arranges necessary services for family
- ▶ 監護権者となることもある。 May
act as child's guardian
- ▶ 家族と対面でやりとりする。 Face
to face contacts with family
- ▶ 子どもの安全がきちんと守られて
いるかどうか、モニターする。
Monitors safety and compliance
- ▶ 必要に応じて出廷する。 Attends
Court as needed

社会的養育 Out of Home

- ▶ 家族に必要な支援を提供する。
Arranges necessary services for family
- ▶ 監護権者となることもある。 Acts as
child's guardian
- ▶ 親、子ども、措置先と対面でやりとり
する。 Face to face contacts with
parents, children and placement
- ▶ 子どもの安全がきちんと守られている
かどうか、モニターする。 Monitors
safety and compliance
- ▶ 必要に応じて出廷する。 Attends Court
as needed

「他の人とつながるために最も基本的で有力な方法は、
聞くことである。ただただ聞くことである。我々が
お互いに与え合い得る最も重要なものは、おそらく、
関心を向けることである。」

"The most basic and powerful way to connect with another person is to listen. Just listen. Perhaps the most important thing we ever give each other is our attention."

Rachel Naomi Remen

スクリーナーの面接技術

Screener Interviewing Techniques

- ▶ オープン・エンドの質問 Open Ended Questions
 - ▶ このタイプの質問は、語りを導き出すために用い、通告者の語りを促す。
Used to elicit the story, encourage reporter to talk
- ▶ クローズド・エンドの質問 Closed Ended Questions
 - ▶ このタイプの質問は、特定の答えを導くために用いる。 Used to get specific answer
- ▶ 精査のための質問 Probing Questions
 - ▶ このタイプの質問は、明確化のために用いる。 Used for clarification
- ▶ 聴き取った情報が正確かどうかを確認するために、通告者の言葉を繰り返す質問 Repeat the information to be sure it is accurate
- ▶ 焦点を変える質問 Redirect
- ▶ 暴言的な発言を制止し、冷静を保つ。 Stay calm, do not allow verbal abuse
- ▶ 要約する。 Summarize

通告者は何を求めて、 ホットラインに電話してくるのか？

Why Do Reporters Call the Hotline?

- ▶ 子ども虐待の通告のために - 子ども虐待調査に『スクリーンド・イン』されるか、『スクリーンド・アウト』されるか？ Reports of child abuse-screened in for investigation or screened out
- ▶ 支援機関等の社会資源にアクセス情報を求めて Agency contacts
- ▶ 情報がほしくて Information requests
- ▶ 助言を求めて Consultation
- ▶ 支援や照会・紹介が必要であるため Need for services and referrals

通告者から最良の情報を得るために：

To get the best information from a reporter:

- ▶ 個人情報保護について説明する。 Explain confidentiality
- ▶ いつでも応じられること Be available
- ▶ サポートティブな態度で、通告者の正当性を認めつつ Be supportive and validating
- ▶ 辛抱強く - 遮らずに、聴く。 Be patient-listen and do not interrupt
- ▶ 必要な詳細情報については積極的に聴き取る。 Actively interview for necessary details
- ▶ その家庭が必要としているものに関する通告者の意見を聴く。 Ask their opinion about what the family needs
- ▶ 支援機関等の社会資源に関する質問に回答する。 Answer questions about the agency
- ▶ スクリーニング結果の説明 - この次に起こることを説明する。 Screening decision-explain what will happen next

基本情報の集め方

BASIC INFORMATION GATHERING

通告者

Person Making the Report

- ▶ 通告者の連絡先情報 Contact information
- ▶ 子どもとの関係性・続柄 Relationship to the child
- ▶ その家族の支援機関か否か？ Are they a resource for the family?
- ▶ 通告動機 — 今、通告してきた理由 Motivation-Why are they reporting now?
- ▶ その家庭が必要としているものに関する通告者の意見 Their opinion on what the family needs
- ▶ 通告しようとしていることについて、その家族 and/or 加害者に伝えてあるかどうか？ Have they told the family and/or perpetrator that they are reporting?
- ▶ 関係機関（警察や医療機関等）に通報や連絡をしたかどうか？ Have they reported to any other agency (police, medical)?

被害児情報

Victim Information

- ▶ 氏名 Name
- ▶ 生年月日、性別、民族、言語 Date of birth, gender, ethnicity, language
- ▶ 住所・居所 Location and address of residence
- ▶ 子どもが最後に目視確認された時 When last seen?
- ▶ 子どもの状況 — 情緒、身体、虐待を受けやすい要因など特に配慮すべきこと Condition-emotional, physical, special vulnerabilities
- ▶ 虐待が差し迫っているかどうか？ Proximity to abuse
- ▶ 守ってもらえる環境があるかどうか？ Access to protection
- ▶ きょうだい／家庭内にいる子どもたち、家庭外にいる子どもたち Siblings/ children in and out of home

第一義的な養育者に関する情報

Primary Caregiver Information

- ▶ 氏名 Name
- ▶ 生年月日 Date of birth
- ▶ 法的監護権を持つかどうか? Legally responsible?
- ▶ 脆弱性（養育力の弱さなどのリスク要因） Vulnerability
- ▶ 養育者が虐待について認知しているかどうか? Does caretaker know about abuse?
- ▶ 子どもの安全を確保する能力 Protective capacity
- ▶ 養育者の強みと受けている支援 Strengths and support

疑われている加害者

Alleged Perpetrator

- ▶ 氏名 Name
- ▶ 生年月日 Date of birth
- ▶ 居所・住所 Location
- ▶ 子どもとの関係性・続柄 Relationship to child
- ▶ その子ども／他の子どもたちに接近できるかどうか? Access to this child and/ or other children
- ▶ 行動様式 Behavior
- ▶ 子ども虐待調査官に危険が及ぶ可能性 Safety for investigator

虐待情報

Information on Abuse

- ▶ 差し迫った危険があるのかどうか？ Is the child in immediate danger?
- ▶ 何が起こったのか？ 加害者は何をしているのか？ What happened?
What is the perpetrator doing?
- ▶ 通告者が知っていることはどのようなものか？ 通告者をそれを目撃したのか？ How does reporter know? Did they witness it?
- ▶ 虐待と関連する周辺情報 Circumstances leading to the abuse
- ▶ 虐待の頻度は？ How often does it occur?
- ▶ 重症度 Severity
- ▶ 医療機関や警察は関与しているか？ Medical or police involvement
- ▶ 対応しなかった場合、どうなるか？ Consequences of not responding
- ▶ 危険な状態にいる子どもは、ほかにもいるか？ Other children at risk
- ▶ 虐待について情報を持っている人が他にもいるか？ その人は通告する意思があるか？ Who else has information on the abuse and are they willing to report?

リスク要因

Risk Factors

- ▶ 物質依存症問題 Substance abuse issues
- ▶ 精神障害 Mental health issues
- ▶ 犯罪傾向 Criminal activity
- ▶ 配偶者暴力・パートナー暴力 Domestic violence
- ▶ 子ども虐待調査官に危険が及ぶ可能性 Safety of investigator

スクリーニングによって見つかる強み

Strength Based Screening

- ▶ その家庭の強みと、その家庭で今、うまく行っていることについて質問する。 Ask questions about strengths and what is going well for the family
 - ▶ その親は、子ども（たち）にどのように愛情を注ぎ、どのように養育しているのか？ How do the parents show affection and nurturing?
 - ▶ 地域社会とつながり、支援を受けているかどうか？ Social connections and support systems
 - ▶ 親が子どもを守る能力や、立ち直る力 Parent's protective capacity and resilience
 - ▶ 子どもの強み Child's strengths
- ▶ 報告者がその家庭に対して抱いている否定的な仮説を吟味する。 Challenges negative assumptions the reporter may have about the family
- ▶ もっと効果的な介入方法がないかどうか、その可能性を探る。 Allows for more effective interventions
- ▶ 報告者や家族が否定的に感じている子ども福祉制度に対する意見を緩和させてあげられるかもしれない。 May help reduce negative opinions about child welfare for reporter and for family

子ども虐待に関する事前情報

Prior information on child abuse

- ▶ 疑われている加害者には、他の子どもに虐待をした既往があるかどうか？ Does the alleged perpetrator have a history of abusing other children
- ▶ この家庭は、現在、継続ケースになっているかどうか？ Is there currently an open case with the family?
- ▶ 被害児に何か虐待を受けやすい要因があるかどうか？ Vulnerabilities of the victim
- ▶ 虐待の重症度 Extent of abuse
- ▶ 関わっている支援機関等社会資源 Resources
- ▶ その家庭は、以前の調査の際、協力的だったか？ Family response in prior investigations to assist with engagement
- ▶ 通告された虐待は、既に調査済みか？ Has the abuse already been investigated
- ▶ これから生まれてくる子どもに対するリスク要因はあるか？ Risk factors for unborn children

副次的電話調査ができるシステム

Collateral Contacts

スクリーニングの判断をするうえで、もっと情報が必要なときに用いる。

USE WHEN ADDITIONAL INFORMATION IS NEEDED TO MAKE A SCREENING DECISION

- ▶ 行政機関が持つ（保健福祉情報、車両登録・運転免許に関する情報、誕生・婚姻・死亡に関する情報、雇用状態等の）データベースにアクセスできる。 Available government databases (welfare, Motor vehicles, birth, marriage death, employment)
- ▶ 犯罪歴 Criminal records
- ▶ 警察 Police
- ▶ 医療機関（子どもが守られているかどうか） Medical (protected)
- ▶ 学校等の教育機関 Educational
- ▶ その他、スクリーニングの判断をするうえで必要な情報を持っている人や必須の情報を提供してもらうためにアクセスすべき人 Other people with information necessary to make a screening decision or who are needed to provide essential information

客観的記録

Objective Documentation

- ▶ 事実と意見を分けて記述する。 Separate facts from opinions
- ▶ 人からの伝聞を記述する場合は、情報源は誰なのか、この話は誰かの意見なのか、それとも、仮定に基づく話なのかといったことが明確になっていなければならない。 Source of information, opinion, and assumptions should be made clear in narrative
- ▶ 伝聞であることを明確にするためにカギ括弧「 」を付ける。 Use quotation marks for clarification
- ▶ 通告者に尋ねたけれども、情報が得られなかった場合には、書き留める。 Note when a reporter was asked, but was unable to provide information

記録されたシナリオ — それは客観的か？

DOCUMENTATION SCENARIOS-are they objective?

クロス・レポーティングの重要性

Importance of Cross Reporting

- ▶ 合衆国では、法律によって、警察も子ども福祉部署もどちらも、子ども虐待通告を受理するようにと規定されている。 In the United States, laws ensure that both law enforcement and child welfare accept reports of abuse
- ▶ 法律は、警察と子ども福祉部署とが連携して対応できるように、お互い、情報を共有しなければならないとも規定している。 Laws also require law enforcement and child welfare to share information to allow for a coordinated response
- ▶ 警察と福祉部署は異なる役割を持ち、通告・通報に対して対応する虐待の種別も異なる。 Law enforcement and child welfare have different roles and respond to different types of reports
- ▶ 警察と子ども福祉部署とが一緒に働くことで、お互いにとって有益な関係性を構築できるとともに、家族に対しても最善の実践を提供することができる。 Mutually beneficial relationship and best practice for families

警察の援助が必要になるとき

Essential assistance from law enforcement

- ▶ 誰かに緊急の危険が迫っているとき Someone is in immediate danger
- ▶ 重大な虐待が通告されてきたけれども、子ども福祉部署には対応するのに十分な情報がないとき There is a report of significant abuse, but child welfare may not have enough information to respond
- ▶ 子ども虐待調査を行うと、ケースワーカーに危険が及ぶ可能性があるとき The investigation may put a case worker in danger
- ▶ 犯罪が、今まさしく起こっているとき There is a crime being committed

身体的虐待のスクリーニング

SCREENING FOR PHYSICAL ABUSE

それは身体的虐待なのか？

Is it Physical Abuse?

- ▶ その子どもや親は、外傷について「しつけ」などと説明しているのか、それとも、何かほかの説明をしているのか？ What are the child and parent reporting saying about an injury or discipline?
- ▶ 健常児でも、幼いうちはよく外傷を負うものである。 Normal childhood injuries are common.
- ▶ 虐待を疑う前に、不慮の事故による外傷を鑑別しなければならない。 Before considering abuse, rule out accidental trauma.
- ▶ 合衆国では、合理的な体罰は虐待をみなされない。 In the United States, reasonable physical discipline is not considered to be abusive.
- ▶ (日本では、今年5月の児童虐待防止法改正で、第十四条に「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。」と規定された。)

外傷の有無

PRESENCE OF INJURIES

- ▶ 身体の異なる部位に複数の外傷が存在する。 MULTIPLE INJURIES IN DIFFERENT AREAS OF BODY
- ▶ 通常範囲を超えて外傷が頻発している。 FREQUENT INJURIES BEYOND WHAT IS NORMAL
- ▶ 子どもの年齢： AGE OF THE CHILD:
 - ▶ 1歳未満の乳児に認められた外傷はいかなるものも要検討 Any injury to a child under age 1
 - ▶ 子どもは動けるかどうか？ Are they mobile?
 - ▶ 幼少児に起こった頭部外傷と骨折は、合理的な説明がない限り、虐待の可能性が高い。 Head injuries and fractures in young children without explanation are highly suspicious of abuse

外傷の有無

PRESENCE OF INJURY

- ▶ 病歴： HISTORY:
- ▶ その子どもは、外傷についてどのように説明しているか？
What does the child report about the injury?
 - ▶ その子の親は、外傷についてどのように説明しているか？
What does the parent report about the injury?
 - ▶ これまでにも、その家庭における身体的虐待の既往はあるか？
Does the family have a history of physical abuse?
 - ▶ その外傷は、説明された発生機序と一致しているか？ Does the injury match the explanation?
 - ▶ 受傷後、タイムリーに医療機関を受診したか？ Was medical care obtained in a timely manner?

外傷の種類

TYPE OF INJURIES

- ▶ 躯幹部鈍的外傷（内臓損傷） INTERNAL INJURIES:
- ▶ 上腹部・下腹部に対する殴打や蹴りなどの鈍的外傷という説明 Reports of striking or punching abdomen and stomach
 - ▶ 体表外傷を伴うことは50% External evidence of injury only present about 50% of time
 - ▶ 暴力を受けた後に発症した疼痛・嘔吐などの臨床症状 Reports of pain/ illness/ vomiting after being struck
- ▶ 頭部外傷 HEAD INJURIES:
- ▶ 医学的評価が必須 Medical evaluation is essential
 - ▶ 乳幼児虐待死の主たる原因 Most common cause of child abuse fatalities
 - ▶ 子どもが意識障害を起こしているのに、その原因について合理的な説明がなく、体表外傷が見当たらない。 Child is unresponsive, there is no explanation for condition, and no evidence of outside injury
 - ▶ 落下事故という説明がなされた場合 — 詳細な説明を求めること Falls-get detail
 - ▶ 乳幼児揺さぶられ症候群 Shaken Baby Syndrome

外傷の種類

TYPE OF INJURIES

- ▶ パターン外傷 PATTERNED INJURIES:
- ▶ 平手打ち痕 Outline of hand
 - ▶ 成傷器の痕 Imprint of object
 - ▶ ループ痕 Loop marks
 - ▶ 身体のカーブした部分に残る線状痕 Linear marks around curved area of the body



外傷の種類

TYPE OF INJURIES

熱傷： BURNS:

疼痛から逃れようとするのは、正常な本能的行動様式である。

Normal instinct is to withdraw from pain

- ▶ 虐待による熱傷で最も多いのは、熱湯による表皮剥離である。
Most common abuse burn is scalding with hot water

- ▶ 受傷部位 Location

- ▶ 熱傷の形状と様式 Appearance and Pattern

- ▶ 浸したことによる液体熱傷 Immersion burns
 - ▶ 辺縁が明瞭でくっきりとした熱傷パターン Distinct pattern, sharply demarcated

- ▶ 熱せられた物体の形が残る熱傷 Burns in shape of hot object

- ▶ 手首や足首の熱傷 Burns around wrists and ankles

- ▶ タバコ火傷 Cigarette burns

- ▶ 複数の熱傷や、手掌・足底の熱傷は、虐待の懸念がさらに高まる。
when there are many or are located on palms of hands or soles of feet

More concerning

外傷の種類

TYPE OF INJURIES

- ▶ 噛み痕 BITE MARKS

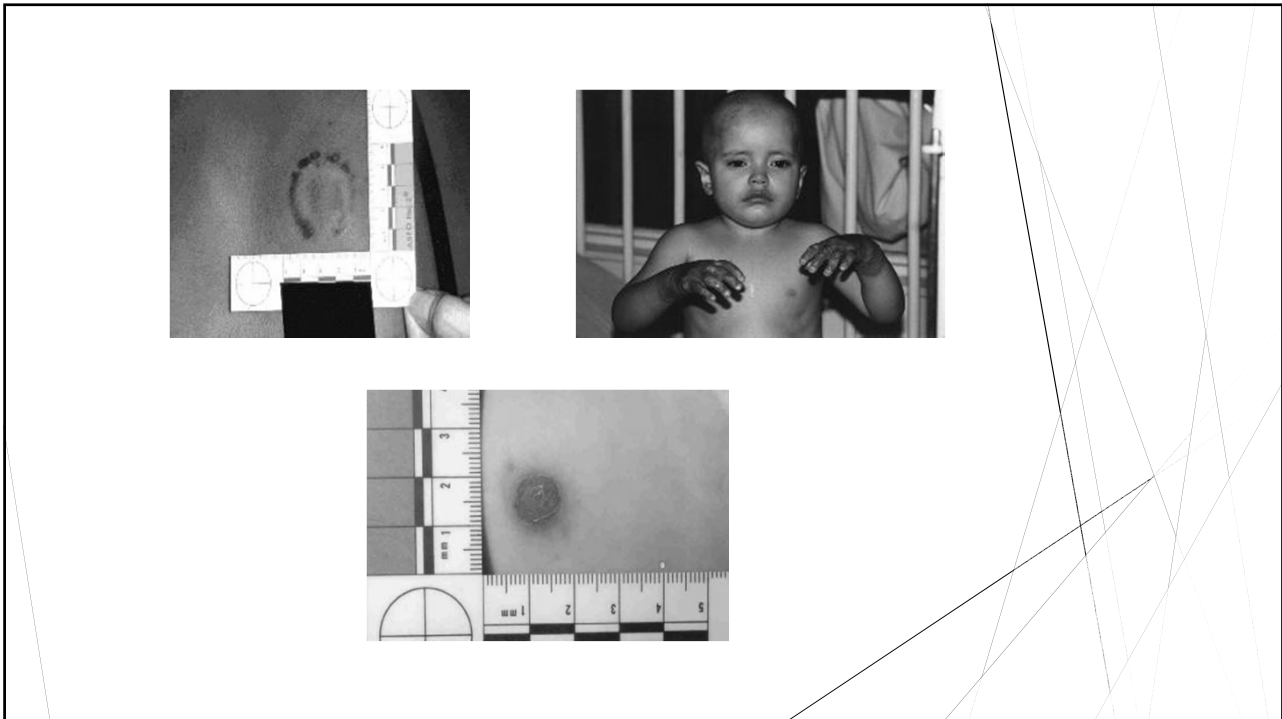
- ▶ 骨折 BROKEN BONES

- ▶ 発生機序に関する医師の意見 Medical opinion on cause

- ▶ たまたま見つけた骨折かどうか Discovered accidentally

- ▶ 発生機序に関する説明が骨折所見と一致するかどうか
does not match Explanation

- ▶ 絞扼 STRANGULATION



身体的危害を引き起こす危険な行為

DANGEROUS ACTIVITIES RESULTING IN PHYSICAL HARM

- ▶ 感覚遮断・孤立化／拷問 Sensory Deprivation and Isolation/ Torture
- ▶ 毒物 Poisoning
- ▶ 無謀運転・飲酒運転 Driving Recklessly or While Intoxicated
- ▶ 無理に薬物を内服させること、もしくは、安全の監督不行き届きのために子どもが薬物を内服してしまうこと Forced or Negligent Drug Ingestion
- ▶ 適切な安全監督の不行き届き Lack of Appropriate Supervision
 - ▶ 溺水 Drowning
 - ▶ 落下事故 Falls
 - ▶ 子ども手の届くところに銃器などの武器を置いておくこと Weapons in reach of child

外傷が認められない身体的虐待

PHYSICAL ABUSE without INJURY?

- ▶ 過去に受傷した外傷 Injuries inflicted in the past
- ▶ 外傷は認められないけれども、説明された虐待行為が自制心を失った状況で行われたものだったり、合理的なしつけの範囲を逸脱したものであるとき Does the description of abuse seem out of control or beyond reasonable discipline
- ▶ 親の子どもに対する期待が、その子どもの年齢や発達段階にそぐわないとき Are the parents expectations of child unreasonable for age and cognitive development
- ▶ その子どもが虐待を受けやすい特別なリスクを持っているとき Is the child particularly vulnerable due to special needs
- ▶ 虐待の頻度と持続期間 Frequency and duration of abuse
- ▶ 子どもの生活機能に対する障害度 Impact on child's functioning
- ▶ 外傷を引き起こしやすい物体（凶器）を使っているかどうか？ Use of objects likely to cause injury

シナリオ

Scenarios

—ほかにどんな質問をしたらよいでしょう？ -What other questions would you ask?

—この通告に対して調査を行うべきか否かを判断するうえで、何かほかに役立つ情報はありますか？ -Is there anything else you could do to help you make a decision on whether this should be investigated?

—これが知りうる情報のすべてだとした場合、あなたはこの通告を調査につなげますか？ -If this is all the information you have, would you assign this for investigation?

—あなた自身が考える嫌疑は何ですか？ -What is your allegation?

性虐待のスクリーニング

SCREENING FOR SEXUAL ABUSE

子どもの開示

Disclosure by the Child

- ▶ 性虐待で身体的証拠が見つかることは稀である。従って、スクリーナーの判断は、どれだけの情報を集められるかということにかかっている。 Physical evidence of sexual abuse is rare, so determination is highly dependent on information being gathered.
- ▶ 通告された内容は何か？ What is being reported?
- ▶ 子ども虐待調査をするための十分な根拠となりうるだけの情報は得られているか？ Is there enough detail to warrant an investigation?

性虐待の種類

TYPES of Sexual Abuse

- ▶ 性虐待 Sexual Abuse
- ▶ 写真／性的目的で子どもを撮影すること Photography/ Filming of Children for Sexual Purposes
- ▶ 性虐待のおそれ Threat of Harm for Sexual Abuse
- ▶ 子ども間での性的行為 Sexual Activity Between Children
- ▶ 性的欲求を充足する目的で性的行為に子どもをさらすこと
Exposing Children to Sexual Activity for Sexual Gratification
- ▶ 金稼ぎのために子どもを性的に搾取すること Commercially Sexually Exploited Children

それは性虐待か？

Is it Sexual Abuse?

- ▶ 子どもに認められた性的行動が、その年齢の子どもにおいて典型的なものか、それとも、非典型的なものか？ Typical vs. atypical sexual behaviors in children
- ▶ 性的な行為や性的な画像にさらされることになったのが、たまたま起こったことなのか、それとも、故意によるものなのか？
Accidental vs. intentional exposure to sexual activity or images
- ▶ 身体的接触が許容される範囲のものか否か？ What is acceptable physical affection?
- ▶ 合意に基づく性行為か、それとも、性的搾取に当たる行為か？
Is it consensual sexual activity or sexual exploitation?

合意に基づく性行為

Consensual Sexual Activity?

- ▶ 厳密な意味でいう性行為とは何か？ What exactly is the sexual contact?
- ▶ 正常で健康な子どもの性的発達段階から見て、許容される接触か否か？ Does contact fall under normal, healthy childhood sexual development?
- ▶ その年齢の子どもたちによく認められるものかどうか？ Specific ages of children involved
- ▶ その子どもたちの発達段階や認知機能はどうか？ Developmental and cognitive functioning of the children
- ▶ 子どもたちと継続的に接触してくる人物との関係性 Relationship between children and ongoing access
- ▶ 親はどこまで知っているのか、親はどのように対応したか？ Knowledge of parents and their response

シナリオ

Scenarios

—ほかにどんな質問をしたらよいでしょう？ -What other questions would you ask?

—この通告に対して調査を行うべきか否かを判断するうえで、何かほかに役立つ情報はありますか？ -Is there anything else you could do to help you make a decision on whether this should be investigated?

—これが知りうる情報のすべてだとした場合、あなたはこの通告を調査につなげますか？ -If this is all the information you have, would you assign this for investigation?

—あなた自身が考える嫌疑は何ですか？ -What is your allegation?

ネグレクトのスクリーニング

SCREENING FOR NEGLECT

ネグレクトとはどういう状況か？

When is it Neglect?

- ▶ 子どもの健康や安全に重大な危険が生じている心配や、危険が生じうる懸念があるか？ The concern has caused a significant health or safety hazard to the child or is likely to do so
- ▶ その子どもの年齢とネグレクトの受けやすさ The child's age and vulnerability
- ▶ 安全な環境への配慮がなされているか Consideration of the environment
- ▶ ネグレクトが長期に及んでいる徴候はあるか？ Chronic patterns of neglect

ネグレクトの判断の際、考慮すべきこと

Considerations about Neglect

- ▶ 養育者にその能力があるとみなせるだけの合理性があるならば、子どもに必要な基本的ニーズは満たされていないといけないという基本的な考え方に基づくこと Basic belief that children should have all their basic needs met when a caretaker is reasonably able to do so
- ▶ ネグレクトは定義するのが難しく、評価しにくい。 Difficult to Define and Assess
- ▶ 決めつけることは控える。 Withholding Judgement
- ▶ 貧困とネグレクトとの鑑別も難しい。 Differentiating between Poverty and Neglect
- ▶ そのとき限りのことなのか、それとも、いつもそうなのか？
Situational vs. Chronic Neglect
- ▶ 他の種類の虐待と合併することが多い。 Often Seen with other forms of Abuse
- ▶ 親が置かれている慢性的な状況と関連しやすい。 Linked to Chronic Parental Conditions



© Orlando Police Department

ネグレクトの種類

TYPES OF NEGLECT

- ▶ 教育のネグレクト Educational Neglect
- ▶ 十分な食事の提供不全 Failure to Provide Sufficient Food
- ▶ 家庭内の危険 Hazards in the Home
- ▶ 非器質性発育障害という医学的診断 Medical Diagnosis of Failure to Thrive
- ▶ 不適切な衣服 Inadequate Clothing
- ▶ 不適切な住環境 Inadequate Housing
- ▶ 医療ネグレクト／歯科医療ネグレクト／心理ケアのネグレクト
Medical/ Dental/ Mental Health Neglect
- ▶ ライフライン（電気・ガス・上下水道等）の途絶え Lack of Utilities
- ▶ 不衛生 Poor Hygiene
- ▶ 安全でない睡眠環境 Unsafe Sleeping Conditions

ネグレクトの種類

TYPES OF NEGLECT

- ▶ 薬物・規制物質に子どもをさらすことや、薬物・規制物質を作製すること Exposure to drugs and controlled substances and their manufacturing
- ▶ 安全監督の不行き届き Inadequate supervision
- ▶ その人物が子どもを虐待する可能性があることを知りながら、子どもと会わせること Knowingly allowing access to persons who are likely to abuse a child
- ▶ 遺棄 Child abandonment

シナリオ

Scenarios

—ほかにどんな質問をしたらよいでしょう？ -What other questions would you ask?

—この通告に対して調査を行うべきか否かを判断するうえで、何かほかに役立つ情報はありますか？ -Is there anything else you could do to help you make a decision on whether this should be investigated?

—これが知りうる情報のすべてだとした場合、あなたはこの通告を調査につなげますか？ -If this is all the information you have, would you assign this for investigation?

—あなた自身が考える嫌疑は何ですか？ -What is your allegation?

心理的虐待のスクリーニング

SCREENING FOR EMOTIONAL/ PSYCHOLOGICAL ABUSE

- ▶ 心理的虐待と判断するためには、通常、見てとれる影響が子どもに発症していなければならない。 Usually requires substantial and observable effects on a child's functioning
- ▶ 文化差を考慮する必要がある。 Cultural differences
- ▶ 事実に焦点を当てる必要があるため、判断を留保することもある。 Reserve judgement, focus on facts

心理的虐待の例

Psychological Abuse Examples

- ▶ 合理性を欠く期待を子どもに寄せたり、無理な責任を子どもに負わせる。
Unreasonable expectations or responsibilities
- ▶ 子どもに屈辱を与えたり、子どもを拒絶すること
Humiliation and rejection
- ▶ 明らかなきようだい差別
Treatment that is substantially worse than siblings
- ▶ 子どもの生活機能に悪影響を及ぼすような暴言を繰り返すこと
Chronic verbal abuse that results in damage to functioning
- ▶ 子どもを受容せず、いたわらないこと
Lack of acceptance or nurturance
- ▶ DVや虐待にわざと加担させること
Forced to participate in domestic violence or abuse
- ▶ 犯罪行為をするようにわざと仕向けたり、助長したりすること
Forced or encouraged to commit criminal activity
- ▶ 子どもを社会的に孤立させること
Social isolation

DVはどのような子ども虐待を生み出すか？

How Does Domestic Violence Result in Child Abuse?

- ▶ **ネグレクト：** Neglect:
 - ▶ 養育者に対する暴力のせいで、養育者が子どもをケアできなくなる。
Violence against a caretaker can render them unable to care for their children
 - ▶ 権力と支配のせいで、親が子どもを養育できなくなる。
Power and control may prevent parent from providing for the children
 - ▶ 子どもをサポートしてくれる地域の支援機関を活用する力がそがれる。
Undermining ability for outside community agencies to provide supportive services to children
- ▶ **身体的虐待：** Physical abuse:
 - ▶ 子どもたちがDVを止めようとして、もしくは、DVに巻き込まれて、身体的危害を被る。
Children may intervene or be in the middle of the violence causing them physical harm
- ▶ **心理的虐待：** Psychological Abuse:
 - ▶ DV加害者が子どもに対して、DVに加担するように強いる。
Perpetrator may coerce the child to participate on the domestic violence
 - ▶ DVを目撃するということ自体が、子どもの心理的虐待として作用する。
Psychological and emotional effects of witnessing violence

DVのスクリーニングで質問すべきこと

Questions at Screening

- ▶ その子どもは、DVを止めようとしたことがあるか？ あるなら、どのようにしたか？ Has the child intervened in the violence and how?
- ▶ その子どもは、暴力にさらされているか？ Is the child in close proximity to the violence?
- ▶ DV加害者は、子どもの安全に関して無関心か？ Does the perpetrator disregard child safety?
- ▶ DVは、子どもの生活機能に影響を及ぼしているか？ Is the violence effecting the child's ability to function?
- ▶ その子どもは、年齢、大人への依存度、脅し、心的外傷のせいで、脆弱になっているか？ Is the child particularly vulnerable due to age, dependence on adult, threats, trauma

DVのスクリーニングで質問すべきこと

Questions at Screening

- ▶ 加害者は、子どもに近づくためにどのような方法を使うか？ 加害者は親か？ 子どもには法的な保護措置が執られているか？ 安全確保プランは機能しているか？ What kind of access does the perpetrator have to the child? Are they a parent? Is there any legal protection? Is there a safety plan in place?
- ▶ その加害者には、ほかにも懸念事項があるか？ — 物質依存症、精神障害、犯罪行為等 Are there other concerns about the perpetrator-substance abuse, mental health issues, criminal activity?
- ▶ 家族は支援機関等の社会資源を利用する術を持っているか？ Does the family have access to support and resources?
- ▶ DVの暴力は重症度や頻度を増しているか？ 今までに、何らかの理由で子ども福祉部署が関わった既往があるか？ Is the violence increasing in severity or becoming more frequent? Is there a history with child welfare for same concern?

どういうときにDVを調査すべきなのか？

When Should Domestic Violence be Investigated?

- ▶ DVの最中に子どもが外傷を負った場合 Child has been injured during the domestic violence
- ▶ 養育者が子どもの安全や健康・福祉に影響するような基本的ニーズを満たすことをDVの加害者が許さないとき Perpetrator does not allow the caretaker to provide for basic needs that effect safety and wellbeing
- ▶ DV加害者が被害者や子どもを殺したり、重症の外傷を負わせたり、性暴力・性虐待を加えたり、脅迫したりした場合 Perpetrator has killed, severely harmed, sexually assaulted, threatened the caretaker or child
- ▶ DVのときに武器が使われた場合 Weapons are being used in the violence
- ▶ DVによって、子どもの行動様式や情緒、身体的機能が極度に障害された場合 Child's behavioral, emotional, or physical functioning is severely limited by the domestic violence
- ▶ 子どもがそこで生活することに恐怖を感じているとき When a child is in fear for their life

DV調査の難しさ

Difficulties with Domestic Violence Investigation

- ▶ DV被害者が咎められる。 Blaming the victim
- ▶ 調査することでかえって、家庭のリスクが高まる。
Increasing risk to family with investigation
- ▶ 加害者と一緒に生活することの方が、そこから逃れるよりもまだ安全ということがあり得る。 Is staying with perpetrator safer than leaving
- ▶ DVのサイクル Cycle of domestic violence

子ども虐待ではないけれど、 よくかかってくる電話にも備えておくこと Be Prepared for Common Non Child Abuse Related Calls

- ▶ 監護に関すること Custody
- ▶ 重複情報 Duplicate Information
- ▶ 子どもの自死 Suicidal Children
- ▶ 制御困難な子どもたち（性格行動相談・非行相談） Out of Control Children
- ▶ その他、脆弱性を持つ子どもたち Other Vulnerable Populations

精神障害、物質依存症 Mental Health Issues and Substance Abuse

どのようなときに薬物を乱用するのか？ When are they abuse?

最善の実践

Best practice

- ▶ 子どもの安全に焦点を当てる。 Focus on child safety
- ▶ スクリーニング基準に準拠し、公正に基準を適用すること
Consistent and fair application of criteria
- ▶ 決めつけは禁物。不公平なスクリーニングもしてはならない。
Non judgemental, non discriminatory screening practice
- ▶ チームによる意思決定/スーパーバイザーによる見直し Team
decision making/ supervisory review
- ▶ 重症度に応じたディフェンシバル・レスポンス Differential
Response based on severity?
- ▶ 通告内容が虐待と判断されなかったとしても、セイフティー・
ネットとなる社会資源提供は行う。 Safety net resources if
information is not abuse

なぜ、全例を調査対象としないのか？

Why not investigate everything?

- ▶ 調査機関の人材や財政に限界がある以上、重症ケースを優先せざるを得ない。 If
investigative resources are limited, should prioritize most serious reports of abuse
- ▶ 家族というものは、プライバシーを守られる権利を持つ。 Families have a right to
privacy
- ▶ 虐待の状況によっては、調査の過程が非常に侵襲的にならざるを得ないし、侵襲的
あるべきものでもある。 Investigative process can be and should be very intrusive
depending on details of abuse
- ▶ 介入されると、人は不安になることがある。 Intervention can be very anxiety provoking
- ▶ 調査の結果、家族がバラバラになることもあり得るので、調査を軽く見ることはでき
ない（合衆国では）。 Consequences of investigation can be devastating and should not be
taken lightly (in United States)
 - ▶ 評価の結果、虐待が事実であると認定されて記録されるだけでなく、他の子どもを守るため
に、その記録が使われるかもしれない。 Assessments result in a finding that is recorded and can
be released as required to protect other children from abuse
 - ▶ 子どもたちは、家庭外に措置されるかもしれない。 Children can be placed out of family's care
 - ▶ 刑事事件化 Criminal charges

調査すべきケース

Should it Be Investigated

- ▶ 法律上の虐待の定義に当てはまるか？ Does it Meet the Legal Definition of Abuse
- ▶ すでに調査されたことがあるか？ Has it already been investigated?
- ▶ 既往歴のある虐待ケースの場合、加害者が親であるか？ また、子どもたちは現在もまだ危険にさらされているか？ If it is historical abuse, is it a legal parent or are there children still at risk?
- ▶ 報告者の動機と心理状態 Reporter's Motivation and Emotional State
 - ▶ 事実に関する情報 — 既知の事実 vs 想像や仮説 Factual information-what is known vs. what is suspected
 - ▶ 報告者が信用できる人物かどうかという疑念が調査すべきかどうかの判断に影響を及ぼしてはならない。 Credibility of Reporter should not influence decision to investigate
- ▶ 情報の質 — 個別具体的で詳細 Quality of the information-specific and detailed
 - ▶ 2番手の通告や3番手の通告を門前払いしてはならない。このような場合は、副次的電話調査を活用すべきかどうか検討する。 Do not dismiss second and third hand reports. Evaluate and consider possible collateral calls
- ▶ 演繹的な推論 Deductive Reasoning

ディフェレンシャル・レスポンス

Differential Response

- ▶ ディフェレンシャル・レスポンスであっても、子ども福祉部署は、子ども虐待防止法に従って強制介入することもできる。 Differential Response still allows child welfare to do involuntary interventions based on child abuse laws.
- ▶ 家族に焦点を当てられる。 Family focused
- ▶ 家族の持つ強みを基盤にする。 Strengths based
- ▶ 地域の支援機関等社会資源と連携してパートナーシップを築く。 Partnerships with community agencies
- ▶ 子ども福祉部署や支援機関は、通告された虐待の重症度に応じてさまざまな対応方法を可能な限り探る。 Creates the possibility for child welfare agencies to respond differently depending on the severity of the abuse being reported.
- ▶ 虐待的な行為であっても、すべてが悪意に基づくものでもないし、改善の余地がないわけでもないことを認識する。 Recognizes that not all abusive behavior is intentional or unchangeable.
- ▶ 合衆国では、ディフェレンシャル・レスポンスが半数以上の州で採用されている。 In United States, Differential Response is practiced in over half of the states.
- ▶ 虐待が証拠付けられたという決定がなされなくても、介入できる。 Allows for intervention without a founded/substantiated disposition.
- ▶ 通常は、2つのトラックに分かれる。 Usually involves two different tracks

虐待でなかったときの対応

Options when it is not Abuse

- ▶ 今後情報が入ってくることに備えて記録を残す。 — 基準を創る。
Document for future information -develop criteria
- ▶ ホットラインが家族に連絡を入れて、情報を伝えたり、紹介先を提供したりする。 Hotline contacts family to provide information and referrals
- ▶ 家族のためのその他のサービス Alternative family services
- ▶ 警察が対応する。 Law Enforcement response
- ▶ 地域の社会資源のうち、家庭訪問などのアウトリーチができる支援機関と連携してパートナーシップを築く。 Relationships with community agencies who can do outreach

記録

Documentation

- ▶ ケースを特定するために必要な情報 Identifying Information
- ▶ 関係者 Participants
- ▶ 虐待の嫌疑 Allegations
- ▶ 語られたこと Narrative
- ▶ スクリーニングに基づく判断とその理由 Screening Decision and Justification
- ▶ タイムライン Timeline

日本に必要なものは何か？

What is needed in Japan?

考慮すべき課題

Issues to Consider...

子ども虐待機関間協定書

目的

マルトノマー郡多職種専門家子ども虐待チーム(CAT: Child Abuse Team)は子ども虐待の事例に関する調査と訴追に関する協定書を開発した。

地域に存在する多種多様な組織や機関が子どもの保護について、法的な責任を共有している。この協定書の目的は、それぞれの組織・機関の義務と責任を明確にし、多機関間の対等な協力関係を改善することである。目標は、被害児に対して援助をする際に生じるネガティブな影響を減少させ、被害児に対して行う面接の回数を最小限にし、さらなる虐待被害児が発生することを予防し、加害者の刑事事件であっても、未成年保護裁判の事案であっても、起訴する意義を高め、うまく連携して効果を上げるための情報を関わりうる組織・機関に提供することである。子どもの最善の利益こそが、このチーム(CAT)にとって最優先の関心事である。

マルトノマー郡多職種専門家子ども虐待チームの組織構成と機能

- A. マルトノマー郡多職種専門家子ども虐待チームは、次の機関・組織によって構成される。すなわち、地方検事局、福祉局(DHS)、レガシー・エマニュエル子ども病院とカイザー・パーマネンテ病院とオレゴン健康科学大学附属病院(OHSU)との協同事業である子ども虐待対応評価サービス(CARES)、成人および少年地域司法省、郡保健局、地域家庭福祉局、教育委員会地域学校保健局、オレゴン州警察(OSP)、ポートランド警察署(PPB)、グresham警察省(GPD)、マルトノマー郡保安官事務所(MCSO)、ポートランド公立学校警察(PPSP)、トラウトデール警察、フェアビュー警察、オレゴン州労働局子ども支援部門(CCD)。その他の個人については、招聘があった場合のみ参加が許される。
- B. マルトノマー郡多職種専門家子ども虐待チームの責務に含まれるもの：
1. 日々児童保護に関わっていると突き当たる課題、懸案、問題などについて議論をし、解決策を見いだすための公開討論会を開催すること。
 2. 機関間で発生する課題についてのブレインストーミング（創造的集団思考法）による公開討論会や特定の課題に関して優先順位付けをする公開討論会、さらに、これらの課題を解決するための行動計画を開発する公開討論会を開催すること。
 3. 機関間子ども虐待協定書が遵守されているかどうかを監視すること。これには、必要に応じてこの協定書を見直し、改訂することが含まれる。
 4. 必要な法整備は何なのかを特定すること。
 5. 整備すべき社会資源を特定し、それが整備されるように要求し続けること。
 6. 調査中の事例を分類し、評価し、再検討すること。
 7. ワーキング・チームの進捗状況を検証すること。
 8. 多職種専門家子ども虐待チームのメンバーが一貫性と資質の向上を確保できるような教育や研修の開発を援助すること。
 9. その他、子ども虐待事例に関係する関連事項を列挙すること。

- C. 地方検事は、法で定められた代表者として、スタッフの中のひとりを多職種専門家子ども虐待チームの班長に任命する。
- D. 多職種専門家子ども虐待チームの班長は、チームの活動に対して検証と助言を行う委員会を設置する責任と権限を持つ。
- E. 多職種専門家子ども虐待チームは、次の機関に所属する刑事によって構成される専門警察捜査班を有する。すなわち、ポートランド警察署、グresham警察省、マルトノマー郡保安官事務所から出向してきた刑事である。この子ども虐待チーム(CAT)の刑事は、子ども虐待ホットライン、福祉局家庭外保育調査官、および、子ども虐待チーム代理地方検事と同じ建物の中で任務に就く。これらの刑事は、マルトノマー郡で発生した子ども虐待罪の捜査をする責務を有する。

マルトノマー郡子ども虐待協定書

定義

- A. 「子ども」とは
 - 1. 「子ども」とは、18歳未満の未婚者を指す。結婚をして、親の親権から解放された少年少女は「子ども」とはみなされない。
- B. 「子ども虐待」とは
 - 1. 不慮の事故以外の原因によって子どもに生じたあらゆる身体的外傷、および、外傷の発生機序についてなされた説明と矛盾するよう見える身体的外傷の全て。さらに、薬物やアルコールを投与されて症状を呈している乳幼児もこれに含まれる。
 - 2. 子どもの精神的な外傷。すなわち、子どもに対する残虐な言動によって生じた精神的もしくは心理的な障害のうち、明らかに症状を呈していて、障害を実証できるもの。
 - 3. 性的な虐待。たとえば、性的暴行、異常性行為、性的虐待、近親姦、侵入性の性的行為。
 - 4. 子どもを使った性的搾取。ポルノグラフィーの中で子どもにいろいろな性的なことをやらせたり、ポーズを取らせたりするなどの性的違法行為や子どもに売春行為をさせるなどといった ORS の 163 章で定義されている行為に限られない。コンピューターやメールを使って子どもをポルノグラフィーに巻き込むことも子どもへの性的搾取とみなされる。
 - 5. 子どもへのネグレクト的な（怠慢な）扱いもしくは不適切な扱い。これは、適切な食事を与えない、衣服を与えない、住む場所を与えない、医療を施さないなどといったことだけに限られるものではない。
 - 6. 子どもに害が及ぼされる恐れ。これは、子どもの健康や福祉にとって明らかに害があって危ないと考えられる状況に子どもを置くことを意味する。「危害の恐れ」は、子どもが配偶者間暴力に曝されることや性加害者と接触し得る状況に置かれることだけを指すものではない。

7. 18歳未満の人を売買すること。

8. 子ども殺人

C. 「重症な身体的虐待」とは

1. 死の危険のある身体的外傷や次のような後遺症を残す身体的外傷のこと。その後遺症とは、重症で長期間持続する身体の変形や健康被害、または、長期にわたる身体の器官や臓器の機能障害を指す。
2. 次のような外傷。重症の頭部外傷、骨折；内臓出血や内臓損傷；広範囲に及ぶ挫傷や裂傷；熱傷；毒物投与；窒息など。
3. ORS 161.015 に規定されているような致命的武器や危険な武器で引き起こされた外傷。
4. 性的虐待であると診断されて 72 時間以内の外傷。
5. 虐待被害を受けた子どもが入院を要するような外傷で、初期治療が始まったばかりのもの。

D. 「直前の性被害」とは

1. 性的暴行、異常性行為、侵入性の性的行為を受けて 72 時間以内の事例。

・最初の通報

- A. 通報者が子ども虐待通告をする。(附則 A：ORS 419B.005 - 419B.015 を見よ。ここに子ども虐待が定義されており、通報手続きの概略が述べられている。) 通報者には次の者が含まれる。
1. 自由意志に基づく通報者。(すなわち、被害児本人、家族、友人、近隣者、その他の人々)
 2. 通報義務者(すなわち、学校の教職員、医療従事者、法執行機関の職員、弁護士、聖職者、心理士、認定保育士、その他の人々)(附則 A：ORS 419B.010：公務員の通報義務を見よ。)
- B. 通告は、福祉局子ども虐待ホットライン(503)731-3100 に電話すること、もしくは、適切な警察機関に出向くことで実施される。

・通報受理

- A. 福祉局(DHS)スクリーニング
1. 福祉局は子ども虐待の疑われる全ての通報を受理し、スクリーニングをしなくてはならない。(附則 B：スクリーニングのガイドラインを見よ。)
 - a. 通報者から聞き取るべき情報については附則 B を見よ。

- b. 福祉局でスクリーニングを行う者は、ひとつひとつの通報に対して、子どもの安全性に関する危惧とリスク・ファクター（危険因子）を評価し、子ども虐待通告として提供された情報が本当に子ども虐待通告に当たるのかどうか、また、それは福祉局が次のような何らかの対応をすべきものなのかどうかを決定する。（「緊急事例」、「準緊急事例」、「介入を要す事例」、「児童保護局(CPS)以外の機関が対応すべき事例」、「スクリーニングをして閉止、もしくは、業務日誌に残した時点で閉止してよい事例」のいずれに当たるのかをふるい分けする。）そのうえで、法執行機関に対して子ども虐待のクロス・リポート通告(Cross Report Allegation)を行う。（附則 B：スクリーニングのガイドラインを見よ。附則 A：ORS 419B.015 - 419B.020：クロス・リポーティング義務と通報受理機関の義務を見よ。）

1.緊急出動

2.準緊急出動（24 時間以内）

3.介入を要す事例

4.CPS 以外の機関対応事例

5.スクリーニング時点で閉止

6.記録のみ

- c. 一般的に、犯罪へと発展する要素のある通報に対して、CPS ワーカーと法執行機関とは一緒に介入する。（たとえば、最近外傷を負ったばかりの身体的虐待、加害者が被害児に接触できる状況にある性虐待、身体的な危害が加えられると脅されている子どもやひとりで置き去りにされている乳幼児などといった極端なネグレクトや危害の恐れ）また、CPS ワーカー、子ども本人、その他の人物が危機に曝されているときにも CPS ワーカーと法執行機関とは一緒に出動する。

- d. CPS & 法執行機関のジョイント・レスポンスの多くは、緊急出動事例のときに実施されるだろう。しかし、準緊急出動や介入を要す事例においても実施される場合がある。

- e. 法執行機関へのクロス・リポーティング(Cross Reporting)

1.スクリーニングを実施する職員が子ども虐待の新規申し立てであると認定した通報は全て、所轄の法執行機関にクロス・リポーティングされなくてはならない。

2.法執行機関に対するクロス・リポーティングの方法

3.法執行機関への子ども虐待通報が重複しないように、福祉局はクロス・リポーティングの方法のうち一つだけを使うこと。

4.法執行機関への子ども虐待通報には福祉局 307 様式を使うこと。それが手渡されるか、法執行機関へのクロス・リポーティング箱に入れられている子ども虐待チーム(CAT)の刑事・巡査部長が福祉局 307 様式を見た場合の職務（詳細については翻訳を省略する。）

- 5.緊急出動事例は全て、遅滞なく、法執行機関にクロス・リポーティングすること。福祉局と法執行機関とのジョイント・レスポンス（Joint Response：合同応答）は、可能な場合は常に実施されることが望ましい。
- 6.犯罪へと発展する可能性のある子ども虐待通報（たいていの場合は、最近外傷を負ったばかりの身体的虐待と性虐待だが、）は全て、通報を受理した当日の午後 10 時以前にクロス・リポーティングすること。福祉局と法執行機関とのジョイント・レスポンスは、可能な場合は常に実施されることが望ましい。
- 7.法執行機関とのジョイント・レスポンスのためにスクリーニング職員が子ども虐待通報を CPS ワーカーに伝えられるわけだが、その場合、法執行機関へのクロス・リポーティングは CPS ワーカーもしくはそのスーパーバイザーの責務である。
- 8.法執行機関とのジョイント・レスポンスのために CPS ワーカーに伝言されたもの以外の子ども虐待通報は全て、法執行機関にクロス・リポーティングされなければならない、これを行うことはスクリーニング職員とそのスーパーバイザーの責務である。
- 9.第三者による子ども虐待に関する通報も、家庭内虐待と同じ方法で、かつ、MDT 協定書と福祉局の基本方針に従って、スクリーニングされ、クロス・リポーティングされる。

B. 警察による捜査

1. 基本方針

法執行機関として参画する各部署の、子ども虐待における責務は以下の通りである。

- a. 子どもの保護
- b. 犯罪捜査を完璧に実施すること
- c. 他の専門職や法執行機関と協力して対応すること。福祉局と合同で実施するジョイント・レスポンスは適用すべき全ての事例で試みられなければならない。
- d. 必要に応じて継続捜査を実施する。

2. 制服警察官による初期対応

- a. 子ども虐待ホットライン(503-731-3100)に電話すると、以下のように評価され、適切な部署に紹介される。

- 1.子ども虐待ホットラインの福祉局職員が状況を評価して、適用があると判断すれば、法執行機関と CPS（Children's Protective Services：児童保護局）とのジョイント・レスポンスを手配する。犯罪へと発展する可能性のある事例は全て、ジョイント・レスポンスを手配する前に、福祉局はまず、法執行機関に連絡を取る。子ども虐待ホットラインの業務時間は、月曜日から金曜日までは午前 8 時から午後 10 時まで、週末は午後 0 時から 10 時までである。

2.時間外(月曜日～金曜日の午後10時から午前8時、週末の午後10時から午前12時):子ども虐待ホットラインは専門の応答サービスに委託して、ホットラインにかかってきた時間外電話が「緊急応答事務局」(BOEC: Bureau of Emergency Communications)に繋がるようにしてある。この協定書に規定されている緊急刑事出動が適用でない場合は、制服警察官が初期捜査のために現場に急行することになる。緊急刑事出動が必要な事例の場合は、CAT(子ども虐待チーム)監督刑事・巡査部長に連絡が入る。(以下にあるB.(8):緊急刑事出動を見よ。)

3.月曜日から金曜日までの午前7時30分から午後5時30分には、CAT監督刑事・巡査部長が電話対応の調整ができるように待機している。時間外は、BOEC(緊急応答事務局)が助けを求めるためCAT監督刑事・巡査部長に連絡を取ることになっている。

b.たとえ福祉局職員と一緒にいる場合であっても、最初に出動した警官が犯罪初動捜査の責任を取る。

1.制服警察官は予備的な捜査を実施し、「事件報告書」「犯罪報告書」「特別報告書」のいずれかを完了させる。

2.現場に何事もなく、通告が根拠不十分なものに見えたとしても、報告書を書いた現場で、報告内容がコード別に整理される。

3.子どもに対する重症の身体的虐待もしくは性的虐待の場合、応答した警官はCAT監督刑事・巡査部長に連絡する。もしできない場合は、緊急で「刑事課スーパーバイザー」に連絡する。

4.虐待の状況に応じて、刑事か捜査官が現場に急行する。(以下にあるB.(8):緊急刑事出動を見よ。)

5.もし、公立学校の敷地内で初期対応と捜査が実施された場合には、(学校管理職本人が捜査の対象である場合を除き、)学校管理職にまず知らせる。警官が適切だと判断するならば、管理職や担当教員を初期捜査をはかどらせる目的で同席させてもよい。(ORS 419B.045を参照せよ。)

6.子どもを身体的に虐待した成人養育者を逮捕するに値する理由があるならば、被害者である子どもが告訴可能年齢に達しているとしても、その加害者(成人)は「犯罪性虐待」の罪で逮捕されることになる。「傷害罪」や「配偶者間暴力」の罪が適用になるかもしれないが、「犯罪性虐待」と判断しうるような理由があるならば、それら「傷害罪」や「配偶者間暴力」の罪が「犯罪性虐待」に取って代わることはできない。ORS 163.205を見よ。

7.成人養育者が子ども虐待の罪で逮捕された場合、逮捕した警官は子ども虐待ホットラインに電話する。この手続きは、たとえその子どもが保護措置にならないとしても、遂行されなければならない。

8.制服警察官が「犯罪性虐待」の容疑者を逮捕拘留した場合、制服警察官は「所轄の監督巡査部長」に連絡する。「所轄の監督巡査部長」は、CAT監督刑事・巡査部長と連絡を取るうえで、現行の一般的な指示か「研修公示」に従うこと。

3.ポートランド公立学校警察対応

a. ポートランド公立学校警察は以下のように対応する：

1. 見てわかるような身体的虐待もしくは性的虐待の通告があった場合には、学校警察官がその学校に出動する。虐待に関する情報は、学校の教職員や福祉局、もしくは地域から寄せられる。学校警察官が出動できない場合は、学校警察特派官が BOEC（「緊急応答事務局」）に通報する。その場合は、ポートランド警察署（PPB）の警察官が出動する。
2. 出動した警察官は、学校警察署に駐在している児童保護局のワーカーに連絡し、家族環境に関する情報を聴取する。警察官と福祉局のワーカーは事例について話し合い、ジョイント・レスポンスの適応かどうかを決定する。福祉局のワーカーは担当の福祉局支所に事例を割り当てる。学校警察署に駐在する福祉局ワーカーが不在の場合は、警察官が子ども虐待ホットラインに電話する。
3. 通報された情報に基づいて判断すると、保護措置の採られる可能性が高いと考えられるならば、緊急のジョイント・レスポンスが実施される。
4. 見てわかるような外傷のある身体的虐待の事例は全て、警察官は外傷の写真を撮り、「事件報告書」か「特別報告書」を書く。報告書と写真は子ども虐待捜査チームと子ども虐待ホットラインの両方に送られる。見てわかるような外傷のない身体的虐待の場合は、学校警察特派官によって「非緊急事例報告書」が書かれ、学校警察駐在福祉局ワーカーと子ども虐待ホットラインに提出される。
5. 性虐待のケースの場合は全て、ひとりの学校警察官が、子どもから性虐待を打ち明けられた人にとって情報収集をする。その後、警察官が CAT（子ども虐待チーム）か性暴力専門監督捜査部長に連絡し、被害児と面接する人を決定する。身体的虐待の事例では、学校警察官は子どもから虐待事実を打ち明けられた人物と会って情報を収集し、被害児本人にも初回面接を実施する。警察官は、「特別報告書」か「事件報告書」を書き、そのコピーを子ども虐待ホットラインと担当の刑事課に提出する。
6. 子どもが保護措置に入れられるケースでは、警察官と福祉局ワーカーは子ども虐待ホットラインと協力して、子どもを移送する。報告書は、子ども虐待ホットラインと CAT 捜査チームと少年裁判所調査ユニットとに FAX される。
7. 学校警察官に駐在する福祉局ワーカーは要請に応じて他の福祉局ワーカーと一緒に出動してもよい。もし、福祉局ワーカーが捜査の目的で警察官を必要とするならば、学校警察特派官を呼んで、該当する学校で会合を開くことができる。
8. 学区の教職員が児童生徒を巻き添えにした不正行為で訴えられている場合には、学校警察官が出動し、初期通報を行う。事例のその後のことは、CAT（子ども虐待チーム）か SBC（性的犯罪・変質犯罪班）のスーパーバイザーに相談した後、決定され、この協定書の「複雑事例」で説明されている手続きに従うこととなる。

4. 写真

- a. 例外的な場合を除き、マルトノマー郡地方検事局は子ども虐待事件の起訴をするために身体的虐待やネグレクトの証拠として写真を要求する。

- b. たとえどんなに軽症であっても、全ての外傷は警察の報告書に記録されなければならない。外傷について記載する場合、次の内容が必要となる。すなわち、外傷が子どものどの部位にあるかという局在部位を列挙し、それぞれの外傷の大きさ・形・色合いを記載し、もしわかるのであれば、外傷を引き起こした物体を特定する。
 - c. 目に見える外傷は全て写真に収められなければならないが、その場合、写真のフィルムを見て、外傷がきちんと判別できる程度の画質を有さなくてはならない。
 - 1. ポラロイドか 35mm フィルムで写真を撮る。
 - a. 出動した警察官が撮影する場合
 - b. 刑事もしくは捜査官が撮影する場合
 - c. 子どもをポートランド警察署鑑識課に連れて行って撮影する場合
 - d. 囑託の監察医もしくはポートランド警察署鑑識課に現場に急行するように頼んで撮影してもらう場合
 - 2. 刑事事件として起訴しそうな事案では、ポラロイド写真に加えて、35mm フィルムで撮影することが推奨される。外傷の大きさと広がり判断しやすくするために、写真撮影の際にはスケール（物差しやメジャー）を外傷のそばに置いて撮る。
 - 3. 子どもが保護措置に置かれる場合、少年裁判所での予備的な聞き取り調査に使うため、外傷のポラロイド写真を撮った方がよい。それらの写真は、できるだけ速く、少年裁判所調査ユニットに送付されなければならない。
 - 4. 写真はポートランド公立学校警察によって撮影される。一組の写真は子ども虐待ホットラインに送られ、もう一組の写真は学校警察ファイルに保管される。
 - e. 子ども虐待というものは子どもに為される事象であるのみならず、親もしくは養育者が自分の責任を果たさないという問題をも包含するものである。親や養育者には、生活必需品を子どもに与え、害となるものから子どもを守ることが要求されている。健康的でない環境や安全が確保されていない状況を写真として証拠に残すことは刑事訴訟と少年裁判所における手続きにとって重要となる。特殊な捜査技術には以下のものがある。（詳細については翻訳を省略する。）
5. 保護措置。可能な限り常に、子どもを保護措置に入れるかどうかの決定は法執行機関と福祉局との合同決定に基づかなければならない。福祉局ワーカーが警察官と合同対応（ジョイント・レスポンス）を実施していない場合は、子ども虐待ホットラインが「保護措置はいつ可能になるのか。」「いつ決定されるのか。」「親子分離が適切な措置なのかどうか。」「他にどんな措置先があるのか。」といったことの相談に乗る。保護措置が必要か否かについて法執行機関と福祉局が合同で決定するという事は、子どもの最善の利益を保護するうえで最良の方法である。保護措置に関する最終的な決定権は、法執行機関の職員が有する。
- a. 子どもが保護措置に置かれるべきなのは、以下の状況においてである。

1. その子どもが家族の一員によって性的暴行を受けた被害児であり、その家庭内加害者が未だに家庭にいるか、その家庭に戻って来得る状況にあるか、加害者以外の家族構成員が被害児を支えることができない場合。
 2. 保護措置を執らないと、その子どもに危険が差し迫って来そうな場合。
 3. 子どもを家庭から分離しないと、虐待が続く危険性の高い場合。
 4. 子どもの世話をする誰か代わりの人（親戚など）が存在しない場合。
- b. 以下の場合、保護措置が採られるかもしれない。
1. 10歳未満の子どもが監護者がいない状況におかれている場合（ORS 163.545）。
 2. 子どもの置かれている状況や周辺環境が明らかに子どもの福祉にとって危険である場合。
- c. もしも、子どもが保護措置下に置かれたならば、たとえそれがどんな時間帯であったとしても、警察官は迅速に両親に伝えるためのそれ相応の努力をしなければならない。告知は、対面で行うか、電話か、文書で行う。
- d. 告知には、以下の内容が含まれる。
1. 子どもが保護措置に置かれたこと。
 2. 保護措置が採られた理由と子どもの居場所に関する一般的な情報、すなわち、「病院に入院した。」「シェルターにいる。」「JDHにいる。」などである。さらに、少年裁判所による聞き取り調査が次の開廷日に行われることも伝える。
 3. いかなる場合も、親に子どもが保護されている里親宅やシェルターの具体的な場所を教える必要はないし、警察官の報告書の中にそれらをリストアップしてもしない。
 4. 子ども虐待ホットラインの電話番号を子どもの親に知らせること。
- e. 福祉局は子どもが保護措置に置かれたときに連絡をもらう。福祉局が警察官や刑事に子どもを移送するシェルターの場所を教える。
- f. 警察官の介入によって、子どもが保護者（親）から分離される場合、すなわち、シェルターに入ったり、病院に保護委託されたり、親戚や友人宅等に保護された場合には、常に、「保護報告書」が書かれ、子ども虐待ホットラインに通知されなければならない。
- g. 「保護報告書」は書き上げられ次第、できるだけ早く、少年裁判所調査ユニットに手渡されるかFAXされるかしなければならない。

6. 医学的診察

- a. 身体的虐待や性的虐待の医学的評価のために、警察官は子どもを医療機関に移送

するかもしれない。

- b. 親や保護者が子どもに医療を施すことを拒否する場合、病院は少年裁判所に連絡を取り、次に少年裁判所が裁判官に連絡を取って、裁判所命令を取り付けなくてはならない。
- c. 警察官が子どもは性犯罪の被害者であると判断するに足る理由がある場合、および、虐待を証明する身体的な証拠が消えてしまうかもしれないと判断するに足る理由がある場合、警察官は捜査を続行し、証拠の収集と保存のために、身体的診察を要求すべきである。(詳細については翻訳を省略する。)
- d. 重症の身体的虐待や性的暴行のために、警察官が子どもを病院に連れて行ったならば、診察について子ども虐待チーム監督巡査部長にすぐに知らされなければならない。
- e. CARES NW (北西部子ども虐待対応評価サービス) の医学的診察。CARES NW に紹介があった場合、以下の各項目についてガイドラインを作成済みである。(詳細については翻訳を省略する。)
- f. 周辺病院のプロトコールについて詳しく知りたい場合は、附則 C を見てほしい。

7 . 所轄外機関への報告書 (詳細については翻訳を省略する。)

8 . 刑事緊急出動 (詳細については翻訳を省略する。)

9 . 検察官の援助 (詳細については翻訳を省略する。)

10 . 捜査のガイドライン (詳細については翻訳を省略する。)

C. 学校周辺捜査 (附則 A : ORS 419B.045 : 「公立学校の敷地内で実施される捜査」を見よ。)(詳細については翻訳を省略する。)

・トリアージのプロトコール

A. 目的

トリアージ (優先順位付け) 会議は週に一度ずつ開催される。構成員は、マルトノマー郡地方検事局、子ども虐待対応評価サービス (CARES) 北西部プログラム、子ども虐待チーム (CAT) の巡査部長、グresham警察省の巡査部長、子ども虐待ホットライン、福祉局 (DHS) 家庭外保育アセスメント・ユニットである。事例は、以下の点をはっきりさせるために会議にかけられる。

- 1 . 福祉局と法執行機関との間でクロス・レポーティングが実施された事例
- 2 . 原告の安全が確保されている事例
- 3 . 何らかのリスクが指摘されている子どもたち
- 4 . CARES に紹介すべきと考えられる事例
- 5 . 担当刑事を配属することが適当だと考えられる事例

B. 以下のような事例がトリアージされる。(詳細については翻訳を省略する。)

C. 会議の準備（詳細については翻訳を省略する。）

D. 事例追跡（詳細については翻訳を省略する。）

E. 捜査上負うべき刑事の職務

1. 子ども虐待チーム捜査官の管轄

- a. 家族が加害者となっているポートランド警察署管轄内で生じた全ての子ども虐待事例
- b. 加害者が家族外の人物で、被害児が 14 歳未満であるポートランド警察署管轄内で生じた全ての子ども虐待事例
- c. 家族が加害者となっているグレシャム警察、フェアビュー警察、トラウトデール警察の所轄内で生じた全ての子ども虐待事例
- d. 加害者が家族外の人物で、被害児が 14 歳未満であるグレシャム警察、フェアビュー警察、トラウトデール警察の所轄内で生じた全ての子ども虐待事例

2. ポートランド警察署性的犯罪・変質犯罪班（SBC）と、グレシャム警察省、フェアビュー警察省、トラウトデール警察省の管轄

- a. 加害者が家族外の人物で、被害児が 14 歳以上であるポートランド警察署管轄内で生じた全ての子ども虐待事例
- b. 加害者が家族外の人物で、被害児が 14 歳以上であるグレシャム警察省管轄内で生じた全ての子ども虐待事例
- c. 加害者が家族外の人物であるフェアビュー警察とトラウトデール警察の管轄内で生じた全ての事例
- d. 成人が子どものときに虐待された事例。すなわち、現在 18 歳以上となっていて大人であるけれども、過去に虐待されたとき、まだ子どもであった事例

・ **複雑な事例**（詳細については翻訳を省略する。）

・ **複数被害者の事例**（詳細については翻訳を省略する。）

・ **デリケートな問題を抱える事例**（詳細については翻訳を省略する。）

・ **刑事事件訴追**（詳細については翻訳を省略する。）

・ **被害者としての子ども：未成年保護裁判の事案**

少年犯罪加害者の訴追手続きと成人に対する訴追手続きとを区別し、分けて考えると、子ども虐待の被害児を保護するという点に焦点を当てた手続きが存在することになる。「少年未成年事案」という言葉で知られる通り、この手続きは子どもと家族のニーズを特定することを目的としている。

A. 福祉局によるスクリーニング

1. 法執行機関もしくは福祉局への子ども虐待通告の後、福祉局は介入の必要があるかどうかを判断するためにスクリーニングを実施する。
2. 福祉局のスクリーニング職員は子どもに関する危険情報を評価する。(以下の「福祉局スクリーニング手続き 第3章 A」と附則 B:「スクリーニングのガイドライン」を見よ。)
3. 福祉局には、配偶者間暴力(DV)の通告があったならば、子どもへの危害があるかどうか、または、子どもに危害が加わる恐れがあるかどうかを評価する責任がある。もし、つい今し方起こったばかりのDVに関する通告であったり、以下のような状況を有する通告である場合には、現場に行きアセスメントするよう指令される。

- ・ 激しい暴力(打撲傷、窒息、骨折、裂傷、性的暴行、その他の外傷)
- ・ 親もしくは子どもが重症の外傷を負っているとき
- ・ 頻度もしくは重症度が悪化しつつある暴力
- ・ 被害者が支援をほとんど受けずに、孤立しているとき
- ・ 子どもに攻撃性、うつ状態、不安、不眠などの症状が出現しているとき
- ・ 子どもが親のDVを仲裁しようとしたり、子どもが暴力に巻き込まれているとき
- ・ DVと子ども虐待とが同時に通報されたとき
- ・ ストーカー行為
- ・ 武器が実際に使われたか、武器を使うという脅しがあったとき
- ・ 誘拐、人質、自殺、他殺、監禁状態での暴力
- ・ 同じ子ども、他の子ども(兄弟姉妹)もしくは、DV被害者がこれまでも福祉局か法執行機関に通報されたことがある場合
- ・ 薬物乱用 and/or アルコール依存症
- ・ 動物虐待もしくは動物殺害

典型的な子ども虐待事例では、子どもが幼ければ幼いほど、危険性が高くなるため、子どもが幼いほど、フェイス・トゥ・フェイスによって調査するように命令が出される。ところが、DV事例では、年長の子どもの場合、被害親を守るうとしてDVの仲裁にはいることがあり、それゆえ、年長の子どもの方が幼い子どもよりも危険度が大きいということさえあり得る。

4. 福祉局には、子どもが性虐待加害者と接触し得る恐れがあるかどうかを評価する責任がある。(附則 B:「子どもと性虐待加害者に関する危害の恐れガイドライン」を見よ。)

B. 福祉局による調査とリスク・アセスメント

1. 子ども虐待事例に関して、福祉局ワーカーが担当者としてあてがわれる際、通告は、その妥当性が検証されることになる。調査の主眼は、子どもへのリスクに関するアセスメントであって、犯罪捜査ではない。犯罪捜査は法執行機関の責務である。これら2種類の調査(法執行機関捜査と福祉局調査)の対等な協力関係こそが子どもの最善の利益に資するのである。

2. 福祉局が調査すべき内容

- a. 福祉局に保管されている記録の中から、これまでの通告歴と照会歴を捜すこと
- b. 福祉局に通告された事例に直接関わる人物の犯罪歴調査
- c. 被害児への初回面接
- d. 周辺調査（すなわち、学校の教職員、近隣者、友人、家族、医療関係者、保護観察官等。ただし、これらに限られるものではない。）
- e. 加害者だと申し立てられている人物への、法執行機関と協調・協同した面接
- f. CARES において実施される、被害児の医学的評価と被害児への専門的面接。福祉局ワーカーは、子どもが面接を複数回受けることの無いように、医学的評価センター（CARES）における面接をまず最初の社会資源として活用することを考慮すべきである。
- g. 法的介入の必要性をはっきりさせるために、法執行機関少年課や地方検事局と協力すること

3. リスク・アセスメントは捜査と調査によって得られた情報に基づいて実施される。

C. ボランティアによる家族支援（詳細については翻訳を省略する。）

D. 福祉局と少年裁判所

1. 公式の手続きを始めるためには、少年裁判所に申し立てをしなくてはならない。申し立ての決定は、通常、福祉局と法執行機関少年課と地方検事局との合同決定に基づく。
2. 申し立てをするかどうか決定する際には、警察の有する記録、医学的記録、福祉局の記録等、可能な限り全てのケース記録を検証しなくてはならない。

E. 予備的な聞き取り調査

1. 申し立てが為されると、少年保護裁判が開廷される前に予備的な聞き取り調査が実施される。予備的な聞き取り調査のとき初めて、少年裁判所に出頭することとなる。この予備的な聞き取り調査によって、次のような課題が検証される。すなわち、「現在、子どもに及んでいる危険は何か」「子どもの保護措置が家族にとって権利侵害となっていないかどうか」「子どもの保護措置は、その子どもが必要としている安全性の確保に合致しているかどうか」といった点についてである。出頭してきた人たちに通告の内容が告知され、カウンセリングが予約される。
2. 申し立てをした後も、福祉局は事例に関する調査とアセスメントを継続する。申し立てが為されたからといって、必ずしも、裁判になるということを意味しない。福祉局としては、司法によらない解決策を探り続ける。しかしながら、その努力が失敗した場合、裁判のための正式な聞き取り調査が始まる。

F. 少年裁判所の責務

1. 少年裁判所の調査ユニットは次のことをする。
 - a. 子ども虐待・ネグレクトにおける危機介入、助言、電話での照会サービス
 - b. 福祉局や地方検事局、もしくは、一般市民からの要請に応じて、少年保護裁判の申し立て、子どもの一時保護、予備的な聞き取り調査を実施する。
 - c. 福祉局の要請に応じて、保護措置命令を出す。
 - d. 福祉局から「保護措置が採られた」という通知を受けた際に、予備的な聞き取り調査を行う。
 - e. 子どもに対する治療行為を親が承諾しなかったり、医学的な助言に反して「子どもを病院から連れ去る」と脅す場合などに、病院からの要請に応じて一時保護を実施する。
 - f. 子どもが性的に虐待されたという申し立てがあり、証拠保持の目的で身体的診察が必要な場合に、それを許可する裁判所命令を要請に応じて発行する。

・加害者としての子ども：非行と未成年保護裁判の事例（詳細については翻訳を省略する。）

・福祉局によるケース・マネジメント

- A. 福祉局のスーパービジョンでは、危害のリスクを減じ、家族機能を向上させ、家族が裁判所命令に従えるように援助することを通して、子どもの安全確保を確実にすることに焦点が当てられる。
 1. ハイリスク事例の場合、既に確立されているプロトコールに従って、問題点が特定され、検証されることになる。（附則 H：「赤旗プロトコール」を見よ。）
- B. 家族援助機関には以下のものがある。
 1. ペアレンティング教室（養育教室）
 2. 家族カウンセリング
 3. グループカウンセリングと個別カウンセリング
 4. 薬物依存症治療施設
 5. 怒りの制御治療施設
 6. 家事サービス
 7. 清掃サービス
 8. 経済援助
 9. レスパイトのための保育サービス
 10. 家庭外保育サービス
 11. 居住型治療施設への通所（デイケア）
 12. 家族検討会議
- C. 養育者のいる家庭では子どもの安全が図れず、分離することが子どもの最善の利益にかなっていると考えられる場合には、家庭外分離措置が採られるかもしれない。家

庭外分離措置には以下のものがある。

- 1．親族宅への措置
 - 2．里親委託
 - 3．グループホーム入所
 - 4．居住型治療施設入所
- D. 家庭外分離措置が採られた全ての事例は、6ヶ月毎に「市民検証委員会」の検証を受けなくてはならない。オレゴン州福祉局は子どもと家族が再統合されるよう努力し続けること。
- E. 子どもを家族と再統合させることが子どもの安全確保や子どもの最善の利益に反するような極端な事例では、州機関は「親権喪失」および「養子縁組」という結果となるようなパーマネント（恒久的）プランを立てることになる。

．MDT（多職種専門家チーム）構造と CAMI プロセス

MDT 代表者会議

MDT 構成機関の代表者は、地方検事による招聘に応じて年に一度会合を持ち、CAMI 計画の検証と改定を実施し、過去 1 年間の MDT（多職種専門家チーム）の進歩について報告を受ける。

- 1．地方検事 - 座長
- 2．州福祉局 - 支援提供課長
- 3．ポートランド警察署 - 警察のチーフ
- 4．グresham警察 - 警察のチーフ
- 5．マルトノマー郡保安官事務所 - 保安官
- 6．フェアビュー警察 - 警察のチーフ
- 7．トラウトデール警察 - 警察のチーフ
- 8．マルトノマー郡教育委員会 - 監督
- 9．マルトノマー郡保健局 - 局長
- 10．マルトノマー郡福祉局 - 局長
- 11．マルトノマー郡司法局 - 局長
- 12．CARES NW - 医療部長

MDT 実務者会議

MDT 実務者会議は CAMI 計画を立案し、CAMI によって資金援助を受けた事業の進捗状況と事業結果（効果）について検証し、構成機関の代表者に資金援助要請をする。実務者会議は、MDT（多職種専門家チーム）の方針や活動内容についても検証し、修正や改良を施す。

構成員：子ども虐待・ネグレクトに関わる MDT の構成機関や専門職の中から実務者レベルの担当者が出席する。それは、以下の通りである。

- 1．地方検事 - 座長 - 1 名
- 2．州福祉局 - 1 名：たいていは、郡内の子どもの福祉について責任を果たすべき支援提供課の課長
- 3．法執行機関 - 郡の法執行機関を代表するもの 1 名：たいていは、ポートランド警察署子ども虐待チームのスーパーバイザーである家庭サービス課長
- 4．CARES NW - 1 名

- 5 . 郡保健局 - 1 名
- 6 . 郡福祉局 - 1 名
- 7 . 学校 - 郡の全ての学区を代表する者 1 名 : たいていは、マルチノマー郡教育委員会学校保健課長
- 8 . 郡司法局 - 1 名

実務者会議：年に少なくとも 4 回、必要に応じてもっと開催される。実際に活動する実務者が参加することに意義がある。議事録は MDT 代弁者もしくはコーディネーターによって保管され、次の会議の前か次回の会議のときにその議事録は実務者会議構成員に配布される。議事は、全会一致が原則である。意見の一致が得られない場合は、実務者会議出席者の過半数で議決する。

CAMI (Child Abuse Multi-Disciplinary Intervention Account)

(詳細については翻訳を省略する。)

・子どもの死亡事例

死亡事例調査と死亡事例検討は附則 H に書かれているプロトコールに従う。